

## 別 表

## 給 付 金 額

関連条号	給 付 原 因	金 額	理事会承認
第2条第1号	会員の死亡	100,000円及び 花輪または生花	不要
	会員の傷病により入院が2週間に 至ったとき	35,000円	
	上記傷病による入院の場合で 更に継続して3か月入院したとき	30,000円	
第2条第2号	会員の配偶者の死亡	20,000円及び 花輪または生花	不要
	会員の一親等の親族の死亡	10,000円及び 花輪または生花	
第2条第3号	会員の罹災	100,000円以内	要
第2条第4号	会員の結婚	20,000円	不要
	会員または会員の配偶者の出産	20,000円	